

▼普通交付税に関する省令

(密度及び密度補正係数の算定方法)

第9条 密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によって算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度(当該地方団体の人口を面積で除して得た数(表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))をいう。以下同じ。)によるものとする。

表	地方団体の種類	市町村
	経費の種類	一 消防費
	測定単位	人口
	密度の算定方法	

3 密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

算式

$$\frac{58.024 \times B - 27,735 \times A \times C \times D / 100,000}{11.5 \times A}$$

58.024×Bが27,735×A×C×D/100,000に2を乗じて得た数を超える場合は58.024×Bを27,735×A×C×D/100,000×2とし、58.024×Bが27,735×A×C×D/100,000に0.5を乗じて得た数を下回る場合は58.024×Bを27,735×A×C×D/100,000×0.5とし、C×Dに小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、58.024×B、27,735×A×C×D/100,000、11.5×A及び27,735×A×C×D/100,000×0.5に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号

- A 測定単位の数値
- B 当該市町村の標準額支払団員数
- C 段階補正係数
- D 密度補正Ⅰ係数

4 標準額支払団員数は、「令和4年度標準額支払団員数の調査について(照会)」(令和4年3月24日付け消防地第231号消防庁地域防災室通知)に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数(人)」の数とする。第49条第3項第3号において同じ。

(略)

4 「消防費」の密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に1を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度に1を加えた率とする。